

内閣府日本学術会議事務局 任期付職員の募集について

内閣府日本学術会議事務局では、育児休業中の職員に代わって、当局の業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定による任期付職員）を募集いたします。

1. 採用内容

職 名 : 内閣府事務官
(配置先：日本学術会議事務局参事官(審議第二担当)付審議専門職付
(係員クラス))

募集人員 : 1名

採用期間 : 令和8年4月1日～令和8年9月30日(予定)

※ 内閣府日本学術会議事務局は、令和8年10月1日より特殊法人日本学術会議となります。勤務成績等が良好な場合、令和8年10月1日以降も法人職員(任期付)として、引き続き採用されることもあります。

2. 職務内容

今回募集する職員には、日本学術会議において、日本学術会議が行う委員会のうち、主に第三部(理学及び工学を中心とする科学の分野)の事務の処理、当該部に係る委員会の事務の処理に関する業務を行っていただきます。具体には、審議内容等の事前確認、会議資料の作成・調整・準備、旅費に関する手続き、会議運営(オンライン開催含む)の支援、会員等が作成する報告書等の確認作業・公表手続き、関係機関との連絡調整、担当係内における提出物等のとりまとめ業務などがあります。

また、以上の業務のほか、日本学術会議の法人化に向けた付随的な業務が発生することも想定されます。

3. 応募要件

次の要件を備えた方を希望します。

- (1) 高等学校卒業程度(大学入学資格を有するもの)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 国の行政機関、地方公共団体、又は民間企業等において、フルタイムでの実務経験が連続して1年以上あること。
- (3) パソコン操作(ワード、エクセル、Zoom等)に十分習熟していること。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 応募要領

- (1) 提出書類
 - ① 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）
 - ② 志望理由について記した小論文（A4横書き、400字程度）
 - ③ 職務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）
- (2) 提出方法 郵送（持込み不可）
- (3) 書類送付先及び問合せ先
〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局管理課総務係
電話番号 03-3403-3793（直通）
- (4) 応募締切
令和8年2月27日（金）必着
※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行います。
- (5) 選考方法
 - 1次選考：書類審査
 - 2次選考：面接
書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方には、2次選考の日時・場所等をご連絡します。
応募書類の返却はいたしません。

6. 勤務条件

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：9時30分～18時15分（土、日、祝祭日を除く）

（状況に応じて超過勤務（残業）を命ずる場合あり。会議が設定される時間帯によって、超過勤務が発生する場合あり）

勤務地：東京都港区六本木 7-22-34 日本学術会議事務局内

7. 給与等

国家公務員の給与規定(「一般職の職員の給与に関する法律」等)により決定。

8. その他

- (1) 応募の秘密については厳守します。
- (2) 現在職に就いている方が最終的に採用内定者に選考された場合、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります(休職は不可)。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。